

公益財団法人沖縄県スポーツ協会 資金運用規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第11条に定める資金調達の利用方針、運用の範囲等について定め、もって資産の適正かつ効率的な運用管理を図ることを目的とする。

(資金運用の原則)

第2条 資金運用は、安全性の確保を第一とし、流動性に留意するとともに有利かつ効率的な運用を図るものとする。

(運用対象資産の区分)

第3条 資金運用の対象となる資産の区分は次のとおりとし、資産の性質に即した資金運用を行うものとする。また、それぞれの資産においてポートフォリオとして運用し、管理・評価する。

- (1) 流動資産
- (2) スポーツ振興積立特定預金
- (3) スポーツ振興運営積立預金

(運用期間)

第4条 流動資産の運用は期間1年以下の短期運用とし、スポーツ振興積立特定預金、スポーツ振興運営積立預金の運用は期間1年以上の長期運用をすることができる。

(資金運用管理体制)

第5条 理事長は、専務理事を資金運用管理責任者に任命する。

- 2 資金運用管理責任者は、関係法令、定款及びこの規程並びに理事会の決定を遵守し、資金運用業務を遂行する。
- 3 資金運用管理責任者は、執行補助者として事務局長を実務担当者に任命する。
- 4 資金運用管理責任者並びに実務担当者は、経済情勢、金融情勢の他、預金先金融機関に対する財務内容、保有債券発行体についての情報収集及び必要な調査等を行い、実務担当者が資金運用管理の実務を行う。
- 5 実務担当者は、第6条に定める基本的運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用管理責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(資金運用計画及び検証)

第6条 資金運用管理責任者は理事長の同意のもと、当該年度の基本的運用計画を当該年度開始前に作成し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 資金運用管理責任者は作成した運用計画に則り、定期的に運用状況を検証し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は前項の規定による報告等を踏まえ、年1回以上は理事会に報告するものとする。

(危機管理への対応)

第7条 資金運用管理責任者は金融環境の変化、保有する金融商品の大幅な下落、信用力の低下等、緊急の事態が生じた場合には、速やかに理事長に報告する。また、理事長は必要に応じ、臨時理事会を招集し、情報の共有及び対策について協議する。

(資金運用の対象とする金融商品)

第8条 資金運用の対象とする金融商品は、次に掲げるものとする。

- ア 預貯金
- イ 国債
- ウ 政府保証債
- エ 財政投資機関債
- オ 地方債

2 理事会の承認を得た場合に限り、前項に掲げる運用対象以外の商品を運用することができるものとする。

(金融商品の保有目的)

第9条 資金運用に際しては運用対象の流動性及び分散投資の効率性を確保するため、保有区分は原則として「その他保有目的」とする。

ただし、対象となる金融商品の特性を鑑み「満期保有目的債券」として保有する場合は、事前に資金運用管理責任者の承認を得るものとする。

(運用方法)

第10条 現状の市場環境及び将来の見通しを勘案し、ポートフォリオの改善及び運用利回り向上のための入替を含め、適切な運用方法を選択するものとする。

(運用対象による保有限度額)

第11条 保有する金融商品（預貯金及び国債を除く）の金額は、一つの発行体につき5千万円を超えないものとする。

2 前項の規定に関わらず理事会の承認を得た場合は、同一の発行体による金融商品につき5千万円を超えて保有できるものとする。

(改廃)

第12条 資金運用管理責任者は金融、経済情勢の変化に応じて、少なくとも年1回は本規程の見直しの適否について検討を行うものとし、必要があれば理事会の議決を経て改廃を行うものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成30年10月23日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。